

栃木県科学技術振興会議設置要綱

(設置)

第1条 栃木県における科学技術の振興を図り、地域経済の発展と県民生活の向上に資するため、栃木県科学技術振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術の振興に関する基本的な方向に関すること。
- (2) 科学技術の振興に関する基本的な施策に関すること。
- (3) 科学技術の振興に関する研究開発の推進に関すること。
- (4) その他科学技術の振興に関すること。

(構成)

第3条 振興会議は、委員25名以内をもって構成する。

- 2 委員は、科学技術に関する高い識見を有する者のうちから必要な都度、知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、当該協議又は意見聴取が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、振興会議の委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、振興会議から依頼された専門的事項について、調査等を行う。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議及び部会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。